

(別紙3)

静岡県 地域活動指針及び同指針に基づく要件
(資源向上活動(施設の長寿命化のための活動))

第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件

実践活動等の際には、安全な活動に努めるものとする。

活動項目		取組	活動要件
	施設 区分		
実践 活動	水路	61 水路の補修 ※旧101、102を集約 (旧101) ファームポンド(貯水施設)、ポンプ小屋、圧力タンクの老朽化部分の補修 (旧102) 給水栓、スプリンクラー、空気弁、仕切弁、制御施設等の老朽化部分の補修等	原則として工事1件当たり2百万円未満とする。 また、静岡県知事が策定する要綱基本方針に基づき、対象組織が工事1件当たり2百万円以上の活動を実施する場合、県又は推進組織が当該活動について技術的指導を行う。 県は、技術的指導の実施者を市町とすることができる。
		62 水路の更新等 ※旧103、104、105を集約 (旧103) 分水栓、バルブ、給水タンク等の老朽化した附帯設備の更新等 (旧104) ファームポンド(貯水施設)やポンプ小屋等の管理用地の舗装 (旧105) 給水栓、スプリンクラー、空気弁、仕切弁、制御施設等の老朽化部分の更新等	
	農道	63 農道の補修 ※旧106を集約 (旧106) 索道・軌道の補修	
		64 農道の更新等 ※旧107を集約 (旧107) 索道・軌道の更新	
	ため池	65 ため池の補修 ※旧112を集約 (旧112) 浚渫すべき土砂量を把握及び浚渫	
		66 ため池(附帯施設)の更新等	
	農地	120 農地附帯施設の補修 ※旧108、109を集約 (旧108) 防風ネット等の補修 (旧109) 排水施設の補修	
		130 農地附帯施設の更新 ※旧110、111を集約 (旧110) 防風ネット等の更新 (旧111) 排水施設の更新	

第2 取組の説明

1 実践活動

(1) 水路（開水路、パイプライン）に関する対象活動

61 水路の補修

① 水路本体

□ 水路の破損部分の補修

- ・ ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊、水路底の洗掘など、水路の一部区間が破損している場合、破損状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

□ 水路の老朽化部分の補修

- ・ 目地の劣化やコンクリート表面の磨耗、ひび割れ、はく離など、水路の一部区間が老朽化している場合、老朽化の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

□ 水路側壁の嵩上げ

- ・ 水路敷きの不同沈下により溢水するといった通水機能に支障が生じている場合、水路側壁を嵩上げすることによる対策を行うこと。

□ U字フリューム等既設水路の再布設

- ・ 水路敷きの不同沈下により溢水や漏水、あるいは、土砂の堆積など、通水機能に支障が生じている場合、U字フリューム等既設水路の再布設による対策を行うこと。

② 附帯施設

□ 集水枡、分水枡の補修

- ・ 集水枡、分水枡の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□ ゲート、ポンプの補修

- ・ ゲート、ポンプの破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□ 安全施設の補修

- ・ 水路内への侵入や転落を防止するフェンスなど安全施設の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□ (旧101) ファームポンド（貯水施設）、ポンプ小屋、圧力タンクの老朽化部分の補修

- ・ ファームポンド（貯水施設）、ポンプ小屋、圧力タンク等の破損や老朽化部分の補修等の対策を行うこと。

□ (旧 102) 給水栓、スプリンクラー、空気弁、仕切弁、制御施設等の老朽化部分の補修等

- ・ 共同管理している給水栓、スプリンクラー、空気弁、仕切弁、制御施設等の破損や老朽化部分の補修等の対策を行うこと。

62 水路の更新等

① 水路本体

□ 素掘り水路からコンクリート水路への更新

- ・水路法面の崩壊や土砂の堆積等による通水機能の喪失や、清掃や泥上げなどの日常管理が困難な場合、コンクリート製の水路に更新するなどの対策を行うこと。

□ 水路の更新

- ・水路の一部区間において老朽化や不同沈下等による通水機能への支障が生じている場合、水路の当該区間の更新による対策を行うこと。

② 附帯施設

□ ゲート、ポンプの更新

- ・老朽化等により機能に支障が生じているゲート、ポンプ更新等の対策を行うこと。

□ 安全施設の設置

- ・水路内への転落防止や危険区域内への立入り防止等のために、新たに安全施設を設置することによる対策を行うこと。

□ 田面排水柵の更新

- ・田区排水柵の破損や老朽化した箇所を更新等の対策を行うこと。

活動要件：水田の貯留機能向上活動を実施していること

□ 水路蓋の設置

- ・土砂、落葉、雪等の水路内への流入により、水路を閉塞し越流し水路法面の破損、水路本体に影響を与える箇所に新たな蓋を設置することにより対策を行うこと。

□ 刈草等の集積施設の設置

- ・刈草等の下流域への流出等を防止するため、スクリーン（刈草等を集積するもの）を設置すること。

□ (旧 103) 分水栓、バルブ、給水タンク等の老朽化した附帯設備の更新等

- ・分水栓、バルブ、給水タンク等の老朽化した附帯施設の更新等することによる対策を行うこと。

□ (旧 104) ファームポンド（貯水施設）やポンプ小屋等の管理用地の舗装

- ・ファームポンド（貯水施設）やポンプ小屋等の管理用地が未舗装で、パイプライン附帯設備の維持管理等に支障が生じている場合、路面を舗装することによる対策を行うこと。

□ (旧 105) 給水栓、スプリンクラー、空気弁、仕切弁、制御施設等の老朽化部分の更新等

- ・共同管理している給水栓、スプリンクラー、空気弁、仕切弁、制御施設等の老朽化部分の更新等することによる対策を行うこと。

(2) 農道に関する対象活動

63 農道の補修

① 農道本体

- 農道路肩、農道法面及び一体的に整備された農用地進入路の補修
 - ・ 農道路肩、農道法面及び一体的に整備された農用地進入路に侵食や土砂の崩壊などが生じている場合、当該箇所状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。
- 舗装の打換え（一部）
 - ・ 老朽化等により農道の舗装路面の凹凸、轍、ひび割れ等がみられた場合、その一部を撤去するなどした後、新たに舗装するなどの対策を行うこと。

② 附帯施設

- 農道側溝の補修
 - ・ ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊といった破損や目地の劣化、コンクリート表面の磨耗、ひび割れ、はく離等といった老朽化が生じている場合、当該箇所状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。
- (旧 106) 索道・軌道の補修
 - ・ 農地に接する部分に支障が生じている索道・軌道について部分的な補修などの対策を行うこと。ただし、共同利用及び共同管理しているもの限り、駆動部の補修は除く。

64 農道の更新等

① 農道本体

- 未舗装農道及び一体的に整備された農用地進入路を舗装（砂利、コンクリート、アスファルト）
 - ・ 未舗装農道及び一体的に整備された農用地進入路において、農道の維持管理等に支障が生じている場合、新たに路面を舗装することによる対策を行うこと。

② 附帯施設

- 側溝蓋の設置
 - ・ 農道において、側溝に蓋がないために車輛通行時に脱輪したり、農業機械の移動や作業等に伴って側溝を傷付けるなどの恐れがある場合、当該箇所に新たな蓋を設置することにより対策を行うこと。
- 土側溝をコンクリート側溝に更新
 - ・ 土側溝において、側溝法面の崩壊や土砂の堆積等による通水機能の喪失や、清掃や泥上げなどの日常管理が困難な場合、コンクリート製の側溝に更新するなどの対策を行うこと。

□ (旧 107) 索道・軌道の更新

- ・農地に接する部分に支障が生じている索道・軌道についてレール一路線すべての更新などの対策を行うこと。ただし、共同利用及び共同管理しているものに限り、駆動部の補修は除く。

(3) ため池に関する対象活動

65 ため池の補修

① ため池本体

□ 洗堀箇所 の補修

- ・ため池において、堤体が洗掘されている場合、土のうを積んで補修する等の対策を行うこと。

□ 漏水箇所 の補修

- ・ため池において、老朽化等による堤体からの漏水等がみられた場合、遮水シートを設置する等の対策を行うこと。

② 附帯施設

□ 取水施設 の補修

- ・ため池の竖樋、底樋、斜樋などの取水施設の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□ 洪水吐 の補修

- ・ため池の洪水吐の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□ 安全施設 の補修

- ・転落防止や危険区域内への立入り防止等のために設置されている安全施設の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□ (旧 112) 浚渫すべき土砂量を把握及び浚渫

- ・堤体等の安定性を確保し、下流域の洪水被害や土砂流出被害を軽減するため、ため池又は沈砂池において浚渫すべき土砂量を事前に把握し、浚渫を行う等の対策を行うこと。

66 ため池（附帯施設）の更新等

□ ゲート、バルブの更新

- ・老朽化等により機能に支障が生じているため池のゲート、バルブの更新等の対策を行うこと。

□ 安全施設の設置

- ・ため池への転落防止や危険区域内への立入り防止等のために、新たに安全施設を設置することによる対策を行うこと。

(4) 農地に関する対象活動

120 農地附帯施設の補修

□ (旧 108) 防風ネット等の補修

- ・防風ネットや防霜施設の破損箇所や老朽化部分の補修等の対策を行うこと。ただし、共同管理されている施設で、対象組織で合意された場合の

み対象とする。

(旧 109) 排水施設の補修

- ・排水施設の破損箇所や老朽化部分の補修等の対策を行うこと。ただし、排水施設の補修は、遊休農地発生防止のための保全管理の一環として、対象組織で合意された場合のみ対象とする。

鳥獣害対策施設の補修

- ・鳥獣害防護柵に劣化、破損などがある場合、補修等の対策を行うこと。

畦畔撤去、簡易整地

- ・遊休農地発生防止のため、狭小な区画の畦畔撤去や簡易整地を行う等の対策を行うこと。

客土

- ・遊休農地発生防止のため、高低差等のために、作業に影響をきたすと認められる場合、土を補填する。

130 農地附帯施設の更新

(旧 110) 防風ネット等の更新

- ・老朽化等により機能に支障が生じている防風ネットや防霜施設の更新等の対策を行うこと。

鳥獣害対策施設の更新

- ・鳥獣害防止のため、防護柵の設置や更新等の対策を行うこと。

(旧 111) 暗渠排水施設の更新

- ・湿潤な農用地で農業用機械による農作業に支障が生じている場合、遊休農地発生防止のため暗渠排水施設を更新することによる対策を行うこと。

暗渠排水施設の再生

- ・暗渠排水施設の機能を維持するために、暗渠排水施設の補修や殻疎水材の補充等を行うこと。